

平成26年度統計法施行状況に関する  
審議結果報告書  
(未諮問基幹統計確認関連分)

【抜粋】

平成28年3月22日  
内閣府統計委員会



#### 4 家計統計

家計統計（以下この節において「本統計」という。）は、平成 26 年度に統計委員会で審議され、今後の取組の方向性が整理されている。その後、平成 27 年 11 月の経済財政諮問会議においても、家計調査（以下この節において「本調査」という。）について、回収された標本の分布に歪みが生じているのではないかと、年齢階層に関する補正をすべきではないのかとの指摘があった。そのため、平成 26 年度の審議において示した取組の方向性に対する対応状況のフォローアップを行うことにしたものである。

##### （1）確認を行った事項

平成 26 年度に統計委員会が示した今後の取組の方向性と経済財政諮問会議での指摘を受け、基本計画部会では、①世帯分布、②個人消費の把握、③記入者負担の軽減、④情報提供・利活用向上、⑤利用ニーズと役割の 5 事項に整理して以下のとおり確認事項を設定した（資料 14）。

世帯分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収標本における有業人員や世帯主年齢の分布の検証状況</li> <li>有業人員や世帯主年齢を考慮した推定の取組状況</li> <li>標本設計や標本誤差、データの振れ等の補正方法に関する調査研究等の取組状況</li> </ul>
個人消費の把握の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費の基調的な動きを把握するための取組状況</li> <li>家計消費状況調査による補完（家計消費指数）の現状の評価と今後の可能性</li> </ul>
記入者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子調査票やオンライン調査の導入等、家計調査の電子化の進展に向けた取組状況</li> <li>調査方法の見直しに向けた取組状況</li> </ul>
情報提供・利活用向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計利用者に分かりやすい形での情報提供の取組状況</li> <li>関連統計との差異についての情報提供の取組状況</li> </ul>
利用ニーズと役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>家計統計に求められる利用ニーズと役割</li> </ul>

##### （2）確認結果

###### ア 世帯分布

（主な論点）

- 回収標本における有業人員や世帯主年齢の分布の検証状況はどうか。
- 検証結果を踏まえた推定方法の調査研究の状況はどうか。

（資料 15p. 147～148 参照）

平成 26 年度の統計委員会の審議や平成 27 年 11 月の経済財政諮問会議において、

本調査の回収標本の分布の歪みについて、ある年齢層（例、高齢者）のシェアが実態より若干高くなっている可能性が指摘され、より経済実態に近づけるための補正の重要性が議論された。特に、回答者が高齢者、専業主婦等、昼間の居宅可能性の高い世帯からの回答が多いなど特定層に偏っている可能性や、共働き世帯の動向を十分捉えていない可能性が指摘されている。

このうち、世帯主の年齢階級別世帯数の分布については、平成 22 年の国勢調査と本調査の回収標本とを比較すると、本調査の世帯分布は若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い状況がみられた。また、有業人員数別の世帯数の分布について、平成 24 年の就業構造基本調査と本調査の回収標本とを比較すると、一世帯当たり有業人員数は本調査の方が 0.1 人少ない状況がみられた。このため、回収標本の世帯主年齢別と有業人員数別の世帯数の分布については、大きくはないものの歪みが生じているものと認められる。

一方で、この影響について、総務省統計局（以下この節において「総務省」という。）が労働力調査結果の世帯分布をベンチマークとした推定により検証したところ、消費支出や実収入の推移に大きな影響は見られなかった<sup>14</sup>。

これについては、総務省が、母集団の縮図となるように本調査の標本を設計し、調査をどうしても引き受けられない世帯については、同一調査区の同一世帯区分から代替標本を選定するなどして、調査全体の回収率を確保している効果とも考えられる。しかし、調査結果は、回収標本のみを集計したものであることから、調査を引き受けられない世帯が存在することによる歪みは依然として残る恐れがある。

このため、総務省は、消費との関連が強い世帯人員について労働力調査結果をベンチマークとしている現在の推定方法に加えて、世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として公表することや、有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法についても研究を進めることとしており、これらの取組は評価できる。

ただし、回収標本の分布の歪みに関して、単身世帯の影響や世帯員の年齢構成についての検証は行われていないことから、今後は調査方法を含めて更なる検討が必要である。

#### （課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として提供することについて検討する必要がある。（平成 28 年度から提供）
- ・ 有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法について引き続き研究を進める必要がある。（継続実施）

<sup>14</sup> 前年同月比で、公表値と試算値との差の絶対値は、世帯主の年齢階級・有業人員いずれも平均で 0.5 以下である。

## イ 個人消費の把握の拡充

### (主な論点)

- ・ 消費の基調的な動きを把握するための取組の状況はどうか。
- ・ 家計消費状況調査の結果の公表早期化及び同調査と本調査から作成される家計消費指数の公表早期化に向けた検討の状況はどうか。

(資料 15p. 150～151 参照)

平成 26 年度の審議では、標本誤差や調査結果の振れについて議論され、その補正方法に関する調査研究の必要性が今後の取組の方向性として指摘された。また、標本の数が約 3 万世帯と本調査よりも大きく、高額で購入頻度が少ない品目の購入の実態を把握している家計消費状況調査の公表を早期化して、本調査を補完することも検討課題とされた<sup>15</sup>。

総務省は、調査結果の振れに関して、個人消費の基調的な動向をよりの確に把握するため、3 か月後方移動平均を施した系列を参考系列として、平成 27 年 10 月分から公表を始めた。加えて、継続標本のウェイトを高めた推定方法 (AK estimator の試算) による試算を行ったが、現行の推定結果と比べ、標本交替による前月差の振れを抑制する効果は小さいという結果であった<sup>16</sup>。

次に、家計消費状況調査の結果と本調査結果を合成した消費支出から作成している家計消費指数についてみると、消費支出の標準誤差率は 1.1%と、本調査の 1.4%よりも低くなっている (平成 27 年 7 月～11 月)。

このため、総務省は、家計消費状況調査について確報の公表を早め速報と一本化する方向で検討中であり、さらにオンライン回答の推進などにより本調査結果と同時期に公表することも視野に入れた検討を進めている。併せて、家計消費指数の公表時期も早期化する予定である。

一方で、総務省は、本調査は本来世帯の消費実態を詳細に把握するミクロ統計であり、記入者負担が重いことが回収標本世帯の分布に影響している可能性もあることから、今後、家計消費に関する統計の充実に向けて幅広い検討を行うこととしている。例えば、現在の本調査の主系列 (月次) の公表値は、2 人以上世帯の一世帯当たり平均値であり、単身世帯を含んだ我が国の家計消費全体を表すものとはなっていない。そのため、ポイントカードデータや POS データといったビッグデータ等新たな情報源の活用可能性に加え、家計消費指数の在り方、調査が困難な単身世帯の消費支出の把握方法 (民間モニターの活用や推定での工夫等)、世帯構造の変化が家計消費全体に与える影響の分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究に取り組む予定である。

これら個人消費の基調的な動向把握に対する取組の方向性は評価できるものの、今後も引き続き積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

<sup>15</sup> ただし、家計消費状況調査にも振れがあることから、公表早期化をしても、個人消費の把握に関する問題がすべて解消されるものではないという指摘もされた。

<sup>16</sup> AK estimator の考え方及び試算結果については、参考資料 p. 162～163 を参照されたい。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化を行う必要がある。(平成 28 年度から実施)
- ・ ビッグデータ等の活用可能性、単身世帯の消費支出の把握方法、世帯構造の変化の影響分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標開発に向け研究していくことが必要である。(平成 28 年度から実施)

ウ 記入者負担の軽減

(主な論点)

- ・ 電子調査票やオンライン調査の導入に向けた取組状況はどうか。
- ・ 単身世帯の把握について、特に高齢者に配慮した記入支援の方法についてどのように研究・検討を進めているか。
- ・ 購入数量(重量)調査を含む記入者負担の軽減を踏まえた調査票見直しの検討状況はどうか。

(資料 15p. 153~154 参照)

電子調査票やオンライン調査の導入は、記入者負担の軽減及び調査業務の効率化の両面から重要である。

総務省は、家計簿記入を補助する観点から、スマートフォンなどでレシートを読み取り、品目レベルでの購入記録を自動的に家計簿に反映させる機能の導入や、家計診断機能やデータ保存機能の導入を検討している。さらに、より操作性の優れたツールとして、タブレット端末の活用方策も検討課題としている。これら ICT を活用した取組は、記入者負担を軽減させるだけでなく、記入者に調査協力のインセンティブを与えるものと期待できる。

また、記入者負担の軽減や記入しやすさの向上の観点から、家計簿の様式や調査事項の見直しが計画されている。具体的には、家計簿に「口座への入金」欄を新設し、給与など一般的な支給明細の項目を予め印刷することで記入の煩雑さを取り除くほか、利用ニーズが低下した世帯属性に関する調査事項の廃止を検討している。こうした見直しについては記入者負担の軽減の観点から評価できるものであり、今後とも不断に努力すべきであると考えられる。

なお、数量(重量)の記入については、消費者物価指数(CPI)の品目別ウェイト作成等各種政策で利用されていることや、数量データを把握すべきという国際労働機関(ILO)の決議を勘案すると、直ちに廃止することは困難であるが、記入者負担の軽減という幅広い観点から検討を続ける予定としている。

また、高齢者に配慮した記入支援は、現在実査を担っている統計調査員から実情を聴取している段階で、その結果を踏まえて方策を検討していく予定である。これらの取組の方向性は評価でき、今後も本統計の持続可能性を高めるための方策について引き続き検討する必要がある。

**(課題解決に向けた今後の取組の方向性)**

- ・ 本調査の電子化の検討を進め、オンラインでの回答、タブレットでの回答について実現化を図っていくことが必要である。(オンラインでの回答は平成 29 年度から実施、タブレットでの回答は平成 30 年度以降順次実施)
- ・ 調査方法を見直し、記入しやすい調査票を導入するため、検討を進める必要がある。(平成 29 年度から実施)
- ・ 数量(重量)調査については、利用者ニーズに留意の上、記入者負担の軽減という観点から検討を続ける必要がある。(継続実施)
- ・ 高齢者に配慮した記入支援方法について、引き続き検討する必要がある。(継続実施)

**エ 情報提供・利活用の向上**

**(主な論点)**

- ・ 本統計を取り巻く調査実施の状況や統計利用上の留意点等の情報を統計利用者に分かりやすい形で公表・提供できているか。
  - ・ ホームページ上に掲載している情報の更新や関連情報へのリンク等の情報提供は適切に行われているか。
  - ・ 家計統計と他の統計における定義やデータの傾向等の違いに関する情報提供は適切に行われているか。
- (資料 15p. 154 参照)

総務省は、統計利用上の留意点等の情報提供として、「家計調査の結果を見る際のポイント」をホームページ上に掲載するとともに、関連統計のリンク先を掲載するなどの取組を行っている。

また、本統計と関連統計との比較のうち、販売側の統計との比較については、本調査で世帯の消費支出は把握できるが、事業者や外国観光客による消費まで含めて把握することはできないこと、所得側の統計との比較については、二人以上の勤労者世帯について1世帯当たりの平均収入を把握しているが、労働者1人当たりの平均賃金ではないことをホームページ上で情報提供し、統計利用上の留意点を明示する取組を行っている。

さらに、総務省は、今後、公表資料(冊子)や「家計 Q&A」(ホームページ)において、他の関連統計との相違に関する解説を掲載する予定であり、引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めていくことが必要と考える。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 公表資料（冊子）や「家計 Q&A」（ホームページ）などを活用して、他の関連統計との相違に関する解説などを随時掲載していくことが必要である。（継続実施）
- ・ 引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めることが必要である。（継続実施）

## オ 利用ニーズと役割

(主な論点)

- ・ 家計統計に求められる利用ニーズと役割は、どうあるべきか。  
(資料 15p. 156 参照)

本統計は、世帯を集計した人的アプローチに基づく統計であるため、調査を引き受けられない世帯の存在によって発生する回収標本の分布の歪みや消費主体が世帯に限定されるなどの制約があり、個人消費全体をとらえるものとはなっていない。このため、本統計にはバイアスが生じている。これは、特に、四半期別 GDP 速報 (QE) での利用や景気動向をとらえる上では問題が生じ得ることを示唆している。

本統計の本来の目的は、家計消費の実態把握というミクロの把握である。しかし、財からサービスまで世帯の消費内容を包括的にカバーしていることや、毎月結果が公表されることから、景気動向というマクロを把握する目的にも幅広く利用されており、そうしたニーズにも対応するため、総務省は改善の取組を行ってきた。しかし、景気指標として要求される精度を達成することについては、限界もある。そのため、景気指標としての個人消費を推計する上で本統計の利用を最小限にとどめるべきという意見もあった。

これらの問題を解決するためには、新たな総合的な家計消費に関する景気指標の開発に向け、例えばビッグデータ等の活用可能性を含めた更なる検討が必要である。それに関して、そのような指標としての役割を本統計のみに求めるには限界があるので、景気指標として本統計を他の統計データ等により補完するなどして指標を開発することも考えられるという意見があった。マクロの消費動向を的確に把握するためには、サービス分野の情報が不十分であることも課題である。これは、ビッグデータ等の活用による需要側からの把握可能性という課題や供給側の統計整備にも関わる課題である。

また、家計統計は国際的に確立された統計であるものの各国がそれぞれの方法で作成しており、毎月詳細な調査をしているのは、主要国で我が国だけである。一方、持続可能な調査の在り方は検討課題でもある。このため、記入者負担、精度改善を含めた利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方について検討を進めるべきである。

なお、上記のような課題に対処し、新しい家計側の統計情報が拡充されるまでの



間、次善の方策として、家計消費状況調査と家計消費指数の公表の早期化や、世帯属性による推定方法の検討を着実に実施することが求められる。また、本調査の目的とその結果が何を意味するのかについては、引き続き利用者に積極的に情報を提供する必要がある。

今後、平成 28 年度に統計委員会への諮問が予定されていることから、今回の審議内容を踏まえ、総務省において十分な検討が行われることを期待する。

**(課題解決に向けた今後の取組の方向性)**

- 本統計は、家計消費の実態把握というミクロの把握が本来の目的であり、景気指標として要求される精度を達成するには標本調査としての限界もある。したがって、景気指標としてはビッグデータ等を含む新たな指標開発が必要であり、本統計については、記入者負担、利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方についても検討を進めるべきである。(平成 29 年度から検討)